

# 下水道課からのお知らせ

問下水道課

## 農業集落排水の使用料を従量制に変更します

現在、農業集落排水の使用料は、使用人数に応じて料金を算出している人頭割りとなっており、排水する量に関わらず月額固定になっています。対して公共下水道の使用料は従量制となっており、排水する量に応じて料金を算出しています。これまで使用料について検討してきましたが、町行政サービスとしての公平性の観点から、農業集落排水と公共下水道の使用料を統一し、令和6年度（2024年度）より農業集落排水の使用料の算出方法を従量制に変更します。

※従量制とは、下水道へ流す排水量が多くなるほど使用料が上がる料金制度です。排水量が多くなれば下水処理費用も多くなるため、合理的といえます。

### ●これまでの農業集落排水の算出方法（月額固定）

住居の場合、居住者の人数に応じて使用料金が計算されます。

下水道使用料=基本料金 1,650 円+（居住者の人数× 660 円）



### ●令和6年(2024年)4月以降（月額変動）※1カ月の使用水量が10 m<sup>3</sup>までは固定

上水道の使用水量に応じて、下水道の使用料金が計算されます。

下水道使用料=基本料金 1,320 円（10m<sup>3</sup>含む）+（10m<sup>3</sup>を超えた水量から 1m<sup>3</sup>につき× 132 円）

※新しい算出方法では上下水道料金を別請求にすることはできません。現在、上水道料金の振替口座として登録されている口座から下水道料金も引き落としとなりますのでご注意ください。

※井戸水を下水道に排水する場合は、井戸水の使用水量も含まれます。（専用メーターの設置が必要）

※農業用水や他の用途で大量に水を使用する場合は、申請などにより減額できる場合があります。

※使用料金の徴収時期については、これまでと変更ありません。

## 農業集落排水を公共下水道に統合します

徳田地区、田殿地区、吉見地区の農業集落排水は既に公共下水道に統合しています。熊井・奥地区、吉原地区の農業集落排水についても、順次、公共下水道に統合していきます。

### ●農業集落排水対象地域と統合の予定時期

処理場	対象地区	統合（予定）時期
徳田浄化センター	徳田地区（秋葉・奥徳田・上徳田）の一部	令和4年(2022年)4月統合済
田殿浄化センター	田口・大谷・井口・賢・船坂・出地区の一部	令和5年(2023年)4月統合済
吉見浄化センター	吉見地区	
熊井浄化センター	熊井・奥地区	令和6年(2024年)4月統合予定
吉原浄化センター	吉原地区	令和7年(2025年)4月統合予定